

技術専門校自己評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、技術専門校運営協議会（以下「協議会」という。）において、技術専門校の効果的・効率的な運営の検討に資する参考資料とする自己評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第2条 自己評価は、訓練科ごとに評価シート（様式1）により、次に掲げる（1）から（6）までの指標による評価項目ごとに評価し、各評価項目の評価基準による結果に基づき総合評価を行うものとする。なお、（7）及び（8）は参考指標とする。

- （1）応募倍率
- （2）定員充足率
- （3）中途退校率
- （4）技能照査合格率
- （5）就職率
- （6）求人倍率
- （7）在校生の満足度
- （8）定着率

2 第1項の（7）については、「在校生アンケート」（様式2）により評価するものとする。

3 第1項の（8）については、修了後、訓練科に関連した企業等に就職した者の3年後の定着率について評価するものとする。

(公表)

第3条 自己評価の結果については、技術専門校のホームページへの掲載等適切な方法により公表する。

(人材育成課への報告)

第4条 校長は、自己評価の結果を人材育成課長に報告する。

(庶務)

第5条 自己評価の庶務は、技術専門校が行う。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。